

学校法人駒澤大学ガバナンス・コード

令和3（2021）年10月21日制定

I. 策定方針

学校法人駒澤大学は、「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条に定める目的「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校を設置し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的とする」に基づき、自主的かつ自律的に学校法人及び法人諸学校を運営するとともに、自主性と多様性に基づくガバナンスの強化と健全性の向上を図るため、一般社団法人日本私立大学連盟（以下「私大連」という。）が定め、公表する「私立大学ガバナンス・コード」に準拠して、以下のとおり「学校法人駒澤大学ガバナンス・コード」を定める。

II. コードについて

1. 「コード」とは

本コードは、「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の4項目から構成される。「基本原則」から「実施項目」すべてを包含して、コードとしている。

2. 「基本原則」とは

学校法人駒澤大学が実施すべきもので、「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」及び「4. 継続性の確保」の4項目を掲げている。

3. 「遵守原則」とは

「基本原則」を遵守するために、学校法人駒澤大学が実施する必要がある内容である。

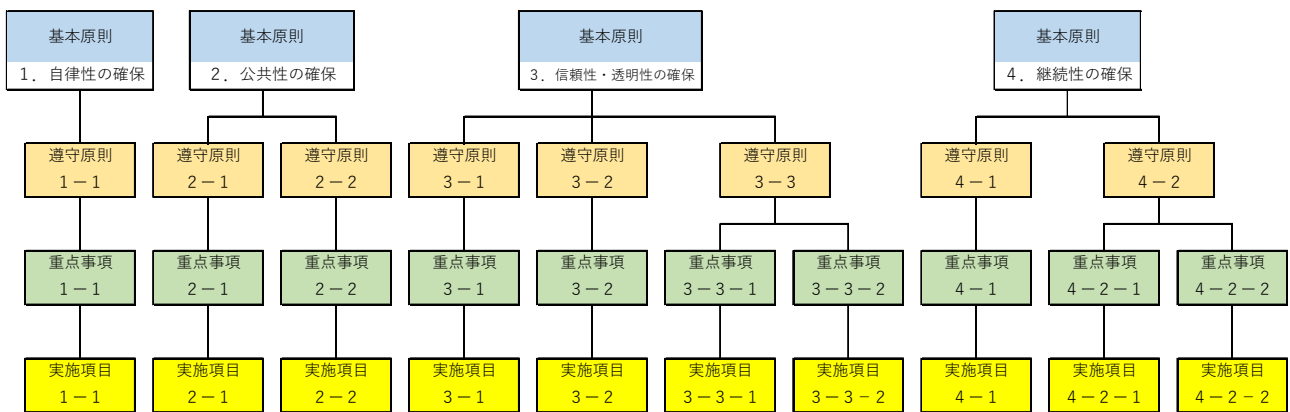
4. 「重点事項」とは

「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項を示しており、上位の「遵守原則」の遵守状況（取組状況）を判断する際の指針となる。

5. 「実施項目」とは

学校法人駒澤大学が「重点事項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目を示している。

III. ガバナンス・コード体系図



IV. ガバナンス・コードの点検・評価及び報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の点検・評価については、「実施項目」の取組状況の点検・評価を原則毎年度実施し、その点検・評価結果を理事会に報告するとともに、大学ホームページ等において公表を行う。また、求めに応じて私大連に報告を行う。なお、点検・評価の結果、遵守項目が遵守されていない場合や実施していない取組がある場合には、その理由又は今後の対応等についても併せて公表を行う。

V. 「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」、「実施項目」

私大連が定め、公表する「私立大学ガバナンス・コード」に基づき、学校法人駒澤大学ガバナンス・コードの「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」について、次頁のとおり定める。

| | |
|--------------|---|
| ●基本原則 | |
| 1. 自律性の確保 | 学校法人駒澤大学は、多様な教育研究活動を実現するため、「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条に定める目的「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行う」に基づき、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する。 |
| ●遵守原則 | |
| 1-1 | 学校法人駒澤大学は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る。 |
| ●重点事項 | |
| 1-1-1 | 学校法人駒澤大学は、中期事業計画等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。 |
| ●実施項目 | |
| 1-1-1-1 | 中期事業計画の策定に当たり、教学関連及び法人（経営）関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。 |
| 1-1-1-2 | 中期事業計画の策定に際し、直前の中期事業計画及び他の計画（長期ビジョン、ブランドコンセプト等）との関連性を明らかにする。 |
| 1-1-1-3 | 中期事業計画に教学、人事、施設設備、財務、社会連携・社会貢献等及び直前に受審した認証評価結果に関する事項を盛り込む。 |
| 1-1-1-4 | 中期事業計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。 |
| 1-1-1-5 | 中期事業計画の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。 |
| 1-1-1-6 | 中期事業計画の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。 |
| 1-1-1-7 | 中期事業計画において、実施スケジュール及び行動計画を明確にする。 |
| 1-1-1-8 | 中期事業計画に係る策定管理（政策管理）は学校法人駒澤大学法人政策検討委員会が、執行管理は執行理事会議を中心にそれぞれ行う。 |
| 1-1-1-9 | 中期事業計画の最終決定は、十分な説明と資料に基づき、理事会にて決定する。 |
| 1-1-1-10 | 中期事業計画において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、当該年度終了後にデータやエビデンスに基づいて中期事業計画の進捗確認を行う。 |
| 1-1-1-11 | 中期事業計画の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。 |
| 1-1-1-12 | 外部環境の変化等により、中期事業計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。 |
| 1-1-1-13 | 中期事業計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外にホームページ等により公表する。 |

| | |
|--------------|---|
| ●基本原則 | |
| 2. 公共性の確保 | 学校法人駒澤大学は、日本の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。 |
| ●遵守原則 | |
| 2-1 | 学校法人駒澤大学は、「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条に定める目的「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行う」に基づき、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。 |
| ●重点事項 | |
| 2-1-1 | 学校法人駒澤大学が目指す人材育成（大学教育等）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 |
| ●実施項目 | |
| 2-1-1-1 | 「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条に定める目的「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行う」を踏まえ、会計年度ごとの事業計画（以下「単年度事業計画」という。）を作成し、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。 |
| 2-1-1-2 | 実施項目2-1-1-1で作成した達成目標や具体的な行動指針は、ホームページ等により教職員、学生及び社会に発信し、共有する。 |
| 2-1-1-3 | 中期事業計画や単年度事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。 |
| 2-1-1-4 | 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。 |
| 2-1-1-5 | 「入学者受入れの方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。 |
| 2-1-1-6 | 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。 |
| 2-1-1-7 | リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。 |
| 2-1-1-8 | 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。 |

| | |
|--------------|---|
| ●遵守原則 | |
| 2-2 | 学校法人駒澤大学は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。 |
| ●重点事項 | |
| 2-2-1 | 学校法人駒澤大学は、公開講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。 |
| ●実施項目 | |
| 2-2-1-1 | 「社会連携・地域貢献に関する基本方針」及び「産官学連携ポリシー」を策定し、公表する。 |
| 2-2-1-2 | 社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。 |
| 2-2-1-3 | 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。 |
| 2-2-1-4 | 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。 |
| 2-2-1-5 | 社会連携・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。 |
| 2-2-1-6 | 駒澤大学が所在する東京都や世田谷区の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。 |

| | |
|---------------|--|
| ●基本原則 | |
| 3. 信頼性・透明性の確保 | 学校法人駒澤大学は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。 |
| ●遵守原則 | |
| 3-1 | 学校法人駒澤大学は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。 |
| ●重点事項 | |
| 3-1-1 | 学校法人駒澤大学は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。 |
| ●実施項目 | |
| 3-1-1-1 | 「学校法人駒澤大学監事監査規程」に基づき、監事監査計画及び監事監査報告書を作成する。 |
| 3-1-1-2 | 監事の業務執行のため、監事監査マニュアル、監事監査調書及び監事監査チェックリストの策定に努める。 |
| 3-1-1-3 | 「学校法人駒澤大学寄附行為」及び「同施行細則」に基づき常勤監事を選任し、監査に必要な監事監査支援体制を整備する。 |
| 3-1-1-4 | 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。 |
| 3-1-1-5 | 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。 |
| 3-1-1-6 | 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。 |
| 3-1-1-7 | 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。 |
| 3-1-1-8 | 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。 |
| 3-1-1-9 | 監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するため、「学校法人駒澤大学寄附行為」及び「同施行細則」に定める監事を選任及び職務に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 |
| 3-1-1-10 | 監事監査の継続性を担保すべく、監事を選任時期について留意する。 |

| | |
|--------------|---|
| ●遵守原則 | |
| 3-2 | 学校法人駒澤大学は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。 |
| ●重点事項 | |
| 3-2-1 | 学校法人駒澤大学は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。 |
| ●実施項目 | |
| 3-2-1-1 | 教職員は「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」を遵守して業務を遂行する。また、事業活動等に関連した重要法令の内容を各組織の役職者に周知徹底し、所管組織の教職員が法令を遵守した業務に当たるよう管理・監督を行う。 |
| 3-2-1-2 | 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。 |
| 3-2-1-3 | 学校法人駒澤大学に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。 |
| 3-2-1-4 | 理事等が、事業内容ごとに信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。 |
| 3-2-1-5 | 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離させることに留意する。 |
| 3-2-1-6 | 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正又は誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。 |
| 3-2-1-7 | 内部監査室を設置し、内部チェック機能を高める。 |
| 3-2-1-8 | 「学校法人駒澤大学内部監査規程」及び「同実施細則」等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。 |
| 3-2-1-9 | 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。 |
| 3-2-1-10 | 学校法人駒澤大学の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当執行理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。 |
| 3-2-1-11 | 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。 |
| 3-2-1-12 | 教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、「学校法人駒澤大学公益通報窓口」を整備する。 |

| | |
|--------------|--|
| ●遵守原則 | |
| 3-3 | 学校法人駒澤大学は、教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。 |
| ●重点事項 | |
| 3-3-1 | 学校法人駒澤大学は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。 |
| ●実施項目 | |
| 3-3-1-1 | いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。 |
| 3-3-1-2 | 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制又はシステムを整備する。 |
| 3-3-1-3 | 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。 |
| 3-3-1-4 | 中期事業計画、単年度事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況をホームページ等により公表する。 |
| 3-3-1-5 | 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等をホームページ等により公表する。 |
| 3-3-1-6 | 学校法人駒澤大学が相当割合を出資する事業会社である「株式会社 KU サポート」に関する情報をホームページ等により公開する。 |
| 3-3-1-7 | 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。 |

| | |
|---------|---|
| ●重点事項 | |
| 3-3-2 | 学校法人駒澤大学は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。 |
| ●実施項目 | |
| 3-3-2-1 | 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。 |
| 3-3-2-2 | 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。 |
| 3-3-2-3 | 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。 |
| 3-3-2-4 | 収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人駒澤大学の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。 |
| 3-3-2-5 | 中期事業計画並びに単年度事業計画との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。 |
| 3-3-2-6 | 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。 |

| | |
|--------------|--|
| ●基本原則 | |
| 4. 継続性の確保 | 学校法人駒澤大学は、「学校法人駒澤大学寄附行為」第3条に定める目的「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行う」に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める。 |
| ●遵守原則 | |
| 4-1 | 学校法人駒澤大学は、教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。 |
| ●重点事項 | |
| 4-1-1 | 学校法人駒澤大学は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。 |
| ●実施項目 | |
| 4-1-1-1 | 政策を策定、管理する責任者（理事長、執行理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。 |
| 4-1-1-2 | 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。 |
| 4-1-1-3 | 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。 |
| 4-1-1-4 | 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。 |
| 4-1-1-5 | 理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査室等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。 |
| 4-1-1-6 | 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。 |
| 4-1-1-7 | 政策を策定、管理する責任者（執行理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。 |
| 4-1-1-8 | 経営情報を正確かつ迅速に教職員等に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。 |
| 4-1-1-9 | 理事会や執行理事会議等の議決事項を「理事会議決事項」等により明確化し、教職員への周知を図る。 |
| 4-1-1-10 | 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。 |
| 4-1-1-11 | 評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。 |
| 4-1-1-12 | 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等に外部人材（選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。 |
| 4-1-1-13 | 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。 |

| | |
|----------|---------------------------------|
| 4-1-1-14 | 理事、評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。 |
|----------|---------------------------------|

| | |
|--------------|--|
| ●遵守原則 | |
| 4-2 | 学校法人駒澤大学は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。 |
| ●重点事項 | |
| 4-2-1 | 学校法人駒澤大学は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。 |
| ●実施項目 | |
| 4-2-1-1 | 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。 |
| 4-2-1-2 | 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。 |
| 4-2-1-3 | 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の寄附募集の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。 |
| 4-2-1-4 | 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。 |
| 4-2-1-5 | 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。 |
| 4-2-1-6 | 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。 |
| 4-2-1-7 | リスクを考慮した資産の有効活用を行うため「学校法人駒澤大学資金運用規程」に基づく体制を整備し、適切な資金運用を行う。 |

| | |
|---------|---|
| ●重点事項 | |
| 4-2-2 | 学校法人駒澤大学は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。 |
| ●実施項目 | |
| 4-2-2-1 | 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。 |
| 4-2-2-2 | 危機の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知する。 |
| 4-2-2-3 | 危機の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。 |
| 4-2-2-4 | 危機が発生した場合、あらかじめ整備した「駒澤大学危機管理に関する規程」及び緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。 |
| 4-2-2-5 | 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。 |
| 4-2-2-6 | 「駒澤大学情報セキュリティ基本規程」等に基づき、情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。 |

以上